

震災復興林業作業システム導入支援事業実施要領

〔平成23年12月1日付け23林政経第243号〕
林 野 庁 長 官 通 知

一部改正：平成24年4月6日23林政経第316号

一部改正：平成25年5月16日25林政経第103号

一部改正：平成26年4月1日25林政経第376号

最終改正：平成27年4月9日26林政経第264号

第1 趣旨

震災復興林業作業システム導入支援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び震災復興林業作業システム導入支援事業費補助金交付要綱（平成23年12月1日付け23林政経第237号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この通知によるものとする。

第2 事業内容等

林業・木材産業分野は、東日本大震災による被災地域の復興に必要な合板・製材品を生産する工場等の再生に合わせた国産材の供給や木質バイオマス発電の推進等に大きな役割を果たすことが期待されているほか、比較的被害の少なかった林業事業者は、被災者等の就業の場として活性化が求められている。

このため、本事業においては、東日本大震災により生じた放射性物質の影響を考慮した森林整備に係る作業システムの構築に必要となる高性能林業機械等の導入を支援するものとする。

1 事業実施主体

全国木材協同組合連合会とする。

2 事業内容及び事業実施

(1) リース料助成事業

ア 審査委員会の設置

補助事業者は、リース料の助成の審査を行うに当たり、審査委員会を設置する。

また、審査委員会の構成及び運営等は、次のとおりとする。

(ア) 審査委員会は、委員長一名及び委員若干名で構成するものとする。

(イ) 補助事業者の長は、林業経営、林業機械、リース事業、森林施業における放射性物質拡散防止及び低減効果について知見を有する学識経験者、財務関係の専門的知識を有する者及び関係団体のうちから、委員を委嘱するものとする。

(ウ) 補助事業者の長は、(イ)の委員の委嘱を行う場合には、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。

(エ) 補助事業者の長は、審査委員会の委員の中から審査委員会の委員長を指名するものとする。

(オ) 委員長は、審査委員会を主宰するものとする。

(カ) 審査委員会の運営事務は、補助事業者が行うものとする。

イ 内規の作成

事業実施主体は、林業事業体等が行う助成金の交付申請手続きその他の事業実施に必要な事項を定めた内規（以下「リース事業内規」という。）を作成するものとし、当該規定に基づき助成金の交付その他の事業を行うものとする。

なお、事業実施主体は、リース事業内規を作成した場合には、林野庁長官に協議するものとし、変更を行う場合についても同様とする。

ウ 助成の要件

補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たす場合において、当該リース契約に係るリース料の一部について助成を行う。

(ア) 機械の借り受けに当たってリース料の助成を希望する者（以下「借受者」という。）は、東日本大震災発生以前より平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第32条第1項に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された地域（以下「汚染状況重点調査地域」という。）に該当する市町村を主たる事業地としており、平成27年4月9日付け26林政経第264号林野庁長官通知による改正前の本要領第2のⅡの2の(1)に定める作業システム普及促進において実施する講習会を受講し、かつ、次のいずれかに該当し、少なくともリース契約期間中は事業活動を継続することが確実であって、規約等により適正な事業運営が行われると認められるものであること。また、借受者が新たに素材生産を実施する者等である場合についても同様とする。

a 林業又は素材生産業を営む者

b 森林組合、生産森林組合又は都道府県森林組合連合会

c 林業者等の組織する団体

a 又は b に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）

d 地方公共団体

e 地方公共団体等が出資する法人

a、b 又は d に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とする者

f a から e 以外の者で、定款等において、林業又は素材生産業に取り組むことを規定している者

(イ) 借受者が補助事業者に提出するエに定めるリース料助成申請書に添付する事業計画において、次の内容が定められていること。

a リースにより借り受ける機械（以下「リース物件」という。）を用い、リース契約期間中に年平均作業量のおおむね $1/2$ 以上が汚染状況重点調査地

域に指定された地域において実施することが見込まれること。

b 地域の原木安定供給対策の協議会等に参画し、又はこれらの協議会等に参画している者と連携して、森林施業等を行うものであること。

(ウ) リース物件が、次のいずれかに該当すること。ただし、a、b、d、f、g及びhについては、ヘッドのみの場合も含める。

a ハーベスタ

b プロセッサ

c スキッダ

d フェラーバンチャ

e その他の高性能林業機械

f グラップル

g グラップルソー

h その他放射性物質の影響を考慮した森林施業に係る作業システムを実現するために必要なものであると審査委員会が認めるもの

(エ) リース物件は、リース契約により機械等を使用させる事業を兼業又は専業として営む者（以下「リース会社」という。）が、当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであって、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。

(オ) リース物件の引渡しは、リース料助成申請書の提出年度の4月1日以降であること。

(カ) リース契約の内容が、次の全てを満たすこと

a リース期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数の70%以上（1年未満の端数は切り捨て）で法定耐用年数以内であること。

b リース期間中の途中解約又は解除が原則できないこと。ただし、やむを得ずリース契約を解約又は解除する場合は、未経過期間に係るリース料相当額を解約金として、借受者がリース会社に支払うものであること。

c 原則として、競争入札等により適正な契約に努めるものとし、リース料の水準その他リース条件が妥当なものであること。また、aのリース期間満了後のリース物件は、再リース、リース会社への返還又は廃棄されるものであること。

d リース契約については、助成決定の当該年度の3月31日以前に締結したものであること。

(キ) 借受者は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実に認められること。

エ 助成の申請

借受者は、リース事業内規に定めるところにより、事業計画を添付したリース料助成申請書を提出するものとする。

オ 助成の決定

補助事業者は、借受者より、エにより助成の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、リース料の助成を決定するものとする。

カ リース料の助成

(ア) 補助事業者は、オによりリース料の助成を決定したときは、借受者及びリース会社との間で、以下の(イ)に定める事項を内容とする三者契約を締結し、当該契約に基づき、次の算式により算出される額（以下「助成月額」という。）を助成期間内において借受者がリース料を支払った月数に乗じて得た額（以下「助成額」という。）をリース会社に交付するものとする。この場合において、借受者が支払うリース料の額は、本来のリース料の額から助成額を差し引いた額とする。

$$\text{助成月額} = \frac{\text{リース料助成期間内におけるリース料の総額}}{\text{リース料助成期間（月数）}} \times 1/2 \text{ 以内}$$

ただし、不均等払い等により、上記により難しい場合は、別途、リース料の月額に応じて、助成月額を算定するものとする。

なお、リース契約には保守・点検料を含めることができるものとする。

(イ) 三者契約の内容は、次に掲げる事項とする。

- a 借受者は、リース料のうち補助事業者からの助成月額を差し引いた額を毎月リース会社に直接支払うこと。
- b 補助事業者は、一定期間毎にまとめて、助成額をリース会社に交付すること。
- c 補助事業者は、bによる助成額の交付のほかは、契約上一切の責任を負わないこと。
- d 補助事業者がケにより助成を中止したときは、借受者は助成月額に相当する額をリース会社に毎月支払うこと。
- e その他必要な事項。

(ウ) リース料の助成は、補助事業者が別に定めるリース事業内規に基づき行うものとする。

キ リース料の助成期間

リース料を助成する期間は、本事業における助成が決定し、三者契約を締結してからリース契約が了するまでの期間とする。

ク 調査

(ア) 補助事業者は、リース料の助成に関し必要と認めるときは、関係する事業者等について実態調査を行うことができる。

(イ) 借受者は、正当な理由がなく、(ア)の調査を拒んではならない。

ケ 助成の中止及び返還

補助事業者は、借受者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な事由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、リース事業内規に定めるところにより、助成額の交付を停止し、既に交付した助成額の全部又は一部について、借受者から返還させることができるものとする。

- (ア) リース契約を解約・解除したとき。
 - (イ) 借受者が事業を中止したとき。
 - (ウ) リース物件が消滅、消失したとき。
 - (エ) エに定める事業計画の達成が著しく困難であるとき。ただし、自然災害の発生、社会的・経済的事情の著しい変化等借受者の責に帰することのできない場合を除く。
 - (オ) リース料助成申込書の提出年度の前年度の3月31日以前にリース物件の引渡しを受けたとき。
 - (カ) 補助事業者が別に定める届出を怠り、若しくは補助事業者による調査を拒み、又は補助事業者に提出した書類に虚偽の事実を記載したとき。
- (2) 普及推進事業
- ア 本リース事業の普及のため、事業説明会を実施するほか、手続の解説等の作成・配布、インターネットによる情報提供、窓口の設置等による個別相談への対応等を行う。
 - イ 本リース事業により導入した機械についての利用実態調査等を行う。

3 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、低コスト・高効率な作業システムの普及・定着を図るために実施される他の補助事業や金融制度、税制と相まって事業効果が高まるように配慮するものとする。
- (2) 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施するものとする。
なお、事業そのもの又は事業の根幹をなす業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討することとする。

第3 事業の実施期間

第2の2の(1)のエの申請は、平成27年度までとし、第2の2の(1)のカのリース料の助成は、平成32年度までとする。

第4 事業計画書及び実施報告書の作成

実施要綱の第4の(1)に定める事業計画書の作成及び承認等については、交付要綱の第4第1項に定める申請書をもってこれに代えるものとする。

また、実施要綱の第9に定める実施状況等の報告は、交付要綱の第13第1項に定める実績報告書をもってこれに代えるものとする。

第5 知的財産権の取扱い

- 1 事業実施主体は、事業の実施により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権)の出願等の状況を林野庁長官に報告するものとする。
- 2 1の報告は、補助事業を開始した年度の最初の日から5年以内に、本事業に基づく知的財産権を出願し若しくは取得した場合又はこれを譲渡し若しくは実施権を設定し

た場合に、当該出願等を行った年度の末日から30日以内に別紙様式1により行うものとする。

- 3 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- 4 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的所有権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、事業実施主体は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

第6 国の助成

- 1 国は、本事業の効果的実施を図るため指導監督を行うものとし、実施要綱第6に規定する国の助成措置に係る補助対象経費は別表1のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法は別表2のとおりとする。
- 2 林野庁長官は、本事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めるものとする。
- 3 事業の着手は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、別紙様式2により林野庁長官に提出するものとする。

第7 成果の取扱い

事業実施主体は、林野庁長官が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

また、事業実施主体は、事業実施期間終了後においても、本事業の成果及び実績等について、林野庁長官から報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成27年4月9日付け26林政経第264号林野庁長官通知による改正前の本要領に基づいて平成26年度までに実施された事業に係る報告及び調査等は、なお従前の例とする。

別表 1 補助対象経費

区 分	補助率	補助対象経費
1 リース料助成事業 (1) リース料助成	定額	リース料助成費
(2) 審査委員会等運営	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、原稿料、委託料、使用料及び賃借料、その他
2 普及推進事業	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、原稿料、委託料、使用料及び賃借料、その他

別表2 補助対象経費の範囲及び算定方法

補助対象経費	範囲及び算定方法
リース料助成費	リース料の助成に必要となる経費とする。
技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定等については、別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p>
賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。</p>
謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。</p> <p>なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p>
旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、研修の実施、監督・指導・検査、講師派遣、打合せ、会議、普及啓発等の実施に伴う旅行に必要な経費とする。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の経費とする。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる文書、ポスター、パンフレット等の印刷製本の経費とする。</p>
光熱水費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。</p>
原稿料	<p>事業を実施するために追加的に必要となる情報をとりまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。</p>
委託料	<p>本事業の補助の目的である事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、研修の実施、監督・指導・検査、取りまとめ等）を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。</p> <p>なお、委託料の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために追加的に必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。</p>
その他	<p>事業を実施するために追加的に必要となる雇用に伴う社会保険料の事業主負担分の経費（「賃金」、「技術者給」を除く。）、交通費（勤務地内を移動する場合の電車代等「旅費」で支給されない経費）など、他の費目に該当しない経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。</p>

別紙様式1 (第5の2関係)

平成 年度 震災復興林業作業システム導入支援事業に係る知的財産権報告書

番 号
年月日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 林政経第 号で補助金の交付決定の通知があった震災復興林業作業システム導入支援事業に関して、下記のとおり知的財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、震災復興林業作業システム導入支援事業実施要領第5の2の規定により報告する。

注) 課題毎に記載すること。

記

- 1 課題 (番号及び知的財産権の種類)
- 2 出願又は取得年月日
- 3 内容
- 4 相手先及び条件 (譲渡及び実施権の設定の場合)

番 号
年月日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者名

平成 年度 震災復興林業作業システム導入支援事業交付決定前着手届

震災復興林業作業システム導入支援事業実施要領の第6の3の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費
2. 着手予定年月日
3. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。